

議会報告会 建設経済委員会 報告

みなさん、こんにちは。

建設経済委員（委員長、副委員長）の〇〇です。建設経済委員会を代表して報告させていただきます。

初めに建設経済委員会の活動内容について、簡単に説明いたします。

建設経済委員会では、主に次の6つの事項について審査しております。それは、

- 1 産業振興に関すること
- 2 道路・橋梁・河川整備に関すること
- 3 都市計画に関すること
- 4 市営住宅に関すること
- 5 下水道に関すること
- 6 環境衛生に関すること 　　です。

これらに関する議案が提出された場合の対応につきましては、先の総務委員会、文教民生委員会と同じです。

本年、本委員会に付託された議案の主なものとしては「安心・安全な館山の海水浴場の確保に関する条例の制定について」、「館山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」、「館山市下水道事業特別会計補正予算」などがありますが、本報告会では、6月定例会におきまして議題となりました「安心・安全な館山の海水浴場の確保に関する条例の制定について」報告いたします。

この議題につきましては、既に議会だよりを通して市民の皆様にご報告しておりますが、特に市民の皆様との関係が深く、また、多くのご理解や協力が必要とされるものがありますことから報告するものです。

これまで館山市では、「海・浜のルールブック」を策定し、千葉海上保安部、千葉県警をはじめ、千葉県や館山 海・浜パトロール隊などの民間団体等とも協力し、合同でパトロールを実施する等、海・浜利用者のマナー向上の啓発に努めてきました。

しかし、近年このような取り組みがなされてきているにもかかわらず、ゴールデンウィークや夏季期間には水上オートバイやプレジャーボートなどの小型船舶愛好者が多く集まり、一部のマナーの悪い者が遊泳区域内での航行や徐行区域内での高速航行などを行い、いつ重大な事故が起こるかわからない状態にあり、市民の皆様からも多くのご意見が寄せられているところでもあります。

また、海水浴場全体をみても、砂浜や駐車場でのバーベキューやゴミの放置などマナーの低下が見受けられ、同時に入れ墨の露出による観光地のイメージダウンが問題となっております。

館山市では、このような状況を早急に改善すべき重大な課題と認識し、今年の夏季海水浴場開設までに対策を講じるべく、本年1月から関係機関と「安全・安心に館山の海

を楽しむための会議」を立ち上げ、民間の団体や事業者も含め、指導の根拠となる条例制定を含む対応策の検討を進め、海水浴場でのマナー向上や館山の海の安心・安全の確保、イメージ向上等を図るため、千葉県下市町村では初めてとなる海水浴場での禁止行為等を含めた条例の制定を目指したとのことでした。

この条例制定にあたって館山市では、本年4月にパブリックコメントを実施しました。また、館山警察署に新井海岸への臨時交番設置の要望書が提出されたりと、議会としてもその動向を注視し、通告質問等で意見を申し述べてきたところです。

特にこの条例では、第5条で市民の責務を明確にしており、市民、来訪者及び事業者も、海水浴場等の利用に際して配慮していただくことや、美化、秩序の維持、環境の保全等に積極的に務めていただくことを規定しております。

この条例の適用範囲は、市が千葉県の許可を受けて設置する市内8か所の海水浴場の区域を含んだ範囲となっており、適用期間は海水浴場の開設期間となっております。

また、ここは、市民の皆様に関心を持っていただきたい部分ではありますが、第6条に「ごみを投棄すること」をはじめ、10の禁止行為を規定しております。現段階では違反者に対する罰則規定は設けてはおりませんが、指導や勧告ができ、従わないときは中止などの措置を命じることができるようになっております。

この条例案の審議では、議員から遊泳区域内に動物を入れることや、ごみステーションのごみの収集、監視官の任務・対応、バーベキューエリアの設置、その他の質疑応答がなされましたが、反対・修正もなく採決の結果全会一致で可決されました。

館山市では、この条例制定をふまえ、多くの方にこの条例制定の周知を図るため、広報誌やホームページの掲載、記者クラブや水上オートバイ関係団体等への情報提供を実施したとのことでした。

また、9月議会で条例を施行した初年度の経過と問題点を聞いたところ、本条例の禁止事項や適用範囲を記載したチラシの配布や啓発看板の設置などをはじめ、海水浴場監視監による市内8か所の海水浴場の巡回指導、館山警察署による新井海岸臨時交番の設置、海水浴場の開設初日からの3連休における千葉県警察機動隊1個小隊による巡回、千葉海上保安部館山分室による海からのパトロールの実施など、関係機関と連携を図り、本条例の周知と違反者の指導を実施したとのことでした。

特に違反者については、「条例制定の趣旨を丁寧に説明することにより、指導に従っていただき、ご理解をいただけたことから大きなトラブルは生じなかった。」とのことでもあります。今後は、関係機関や海の家事業者を含む関係者を交えた会議を開催し、来年に向けた検討を進めるとのことでした。

いずれにしても千葉県下初めての条例でありますので、今後の状況の推移を注視して必要であれば罰則規定を設ける等、安全・安心な観光地として成り立っていくよう、市議会としても、市民の皆さんのお知恵も拝借して、議論をして行きたいと思っております。今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

以上で建設経済委員会からの報告を終わります。